

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称		地域集会所改修、修繕費等補助金				担当部課	くらし文化部地域共生推進課	
---------	--	-----------------	--	--	--	------	---------------	--

基本情報	支出根拠		補助要綱	有	地域集会所改修、修繕費等補助金交付要綱			
			根拠法令等	無				
	総合計画	基本目標	1「やってみたい」でつながるまち-人づくり			会計区分	一般会計	
		政策	1-1 地域共生を支える人づくり			予算区分	2-1-8 地域振興費	
		施策	1-1-2 地域における活動の場の整備と活用			中事業名	集会所改修修繕事業	
	補助制度開始年度		平成13 年度	制度終了(予定)年度	(未定) 年度	細節名称	補助金	
	交付先(団体名) 又は対象者		長八自治会+他1団体			交付年数【※】	通算 1年	
	会員数【※】					年 月 日現在	会費【※】	
	他団体への交付【※】		制度上不可能			制度の周知方法【※】	市政協力員会議	
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和4年度				
			例外規定	3(4)エ(カ)・・・地域の自治活動を支えている→終期設定の例外を認める				
	最新年度の補助内容		補助対象経費	修繕費				
			補助対象事業費の総額	223,800円	補助金額	205,000円	事業全体の補助率	91.6%
			特記事項					

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 地域住民のコミュニティ活動の推進を図るため				
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 区、自治会等が行う集会所の改修、修繕、施設設置等に伴う工事等に要する経費に対し交付				
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R3年度実績 (2021)	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度予定 (2024)	
		長八集会所トイレ改修工事 350,000円 井堀熊田集会所エアコン取 替工事279,000円	長配菖蒲池集会所シロアリ 防除工事260,000円 中根原集会所エアコン取 替工事300,000円	長八集会所エアコン取替 工事85,000円 段の上集会所改装工事 1,620,000円	大草中集会所手すり設置工事 63,000円 大草中集会所ポーチ屋根修繕 工事111,000円 長六集会所ブロック修理工事 31,000円	
		補助対象事業費	815,000円	791,500円	1,938,390円	223,800円
	補助金額	629,000円	560,000円	1,705,000円	予算額 205,000円	
	財源	国及び県				
		市(一般財源)	629,000円	560,000円	1,705,000円	205,000円
		その他				
	補助金等の効果 ※今年度は予定	エアコンの取替など、集会所利用者の利便性、トイレの改修により高齢者等の利用に利便性の向上が計られた				
今後の方向性・担当部署の自由意見	補助対象となる自治会は、多額の財源を持たないため、補助率の見直しには時間が掛かる。					

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	地域における活動の場の整備と活用につながる。	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	自治会加入者だけではなく、地域住民の活動の場としての活用につながる。	
	市民ニーズは認められるか	○	施設の老朽化に起因する改修、修繕要望は多数寄せられている。	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか		○ 地域集会所の修繕により集会所利用者の利便性が高まり、施設を利用することにより、地域住民のつながりを高める効果がある。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか		○ 市内の集会所の多くは経年劣化に起因する修繕が必要であり、継続して補助を続ける必要がある。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか		○ 修繕の内容によっては少額の場合があるが、地域にとっては少額であっても必要な補助と考えられる。	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか		○ 毎年、適切に修繕が行われ地域集会所の利用向上に繋がっている。	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】		○ 実績報告については、領収書等のコピーの添付を求めており、会計処理が正確に行われていることを確認している。	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	市及び自治会等が所有する建物の修繕費補助であるため、公金で補助することは妥当である。
		補助率や補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	×	集会所について、市所有と自治会所有のもので修繕費に差をつける合理的な理由がない。また、自治会は大規模修繕のための多額の財源を持たないため、現在の補助率は妥当であると考えられる。
		経費の使途は明確か	○	修繕費のみに使われているため、経費の使途は明確である。
		基準を逸脱して補助していないか	○	担当課で修繕内容を確認しており、基準を逸脱していない。
		運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	修繕費に対する補助のため、補助対象が曖昧となることはない。
	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】		○	修繕計画、収支予算書に限られた交付となっているため、繰越金は発生していない。
市の施策的課題の解決につながるものか		○	市が進める市民主体のまちづくりの施策、地域における活動の場整備と活用に合致するものである。	
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か		○	自治会は、多額の財源を持たないため、補助を実施することは適切である。	
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか		○ 地域活動の場の修繕であるため、市民等の自主的な行動支援に寄与する。	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】		○ 修繕補助金であるため、委託での実施が難しい。	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか		○ 修繕要望等があった自治会に対して、その必要性に応じて補助を行っており、交付先に偏りはない。	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）		○ 補助対象である自治会等が地域集会所を維持管理しており、他の団体へ代替できるものではない。	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】		×	交付対象が要綱に定められているため、誰でも補助を受けられるものではない。
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか		×	補助対象が地域集会所を維持管理する自治会に限られるため、対象者に対して個別に説明を実施している。
	事業の実施状況(実情)の確認、監査等が適切に実施されているか【※】		○	実績報告、収支精算書にて、事業の実施状況を適切に確認している。
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか		○	将来的には、まちづくり協議会を主体とした、概ね小学校区単位への交付金との統合を目指す。	
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	A	地域集会所を維持管理するにあたって、補助金を活用して適切な修繕等が行われている。		

【※】欄は、団体補助のみ